

Title	「他者」としての在外居留商人とその帰属意識： 『在ボローニャ・フィレンツェ商人組合同規約』の考察
Author(s)	森, 新太
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2013, 47, p. 1-26
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54424
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

「他者」としての在外居留商人とその帰属意識

— 『在ボローニャ・フィレンツェ商人組合同規約』の考察 —

森 新太

キーワード：中世イタリア商人／フィレンツェ／ボローニャ／在外居留／
都市への帰属意識

はじめに

本稿は、13世紀から14世紀にかけての中世後期において、北・中部イタリアの都市を拠点として商業活動に従事していた、商人たちの自都市に対する意識について考察をくわえることを目的としている。¹⁾特に、自都市から離れた他の共同体にて一定期間居留し、活動を営んでいた「在外居留商人の団体」がおもな対象となる。

その活動の本来的な性質において、商人という職業は、都市などの共同体の外部に位置する存在であり、私的利害関係にもとづいて行動する個別的な存在である。²⁾ある商品が付加的な価値をとめない、その売買（あるいは交換）が利益をもたらすためには、その商品の移動が必要となる。ゆえに、安定した情報伝達および輸送のネットワークが構築されるまでは、商人はみずから商品運びながら各市場間を往来し、みずからの現地における経験や知識をたよりに交換を繰り返す、いわば「遍歴」の過程に身をおいていた。しかしこうした状況は、12世紀以降の郵便・海運業の整備や、港湾都市・定期的な大市の発展によって変化をむかえることとなる。移動の結節点として商人が集合することによって、利便性の高い特定の市場が重要性を増す。そうした市場に支店や代理人をおいて、情報をやりとりし、商品の移動を指示

することで、広範囲にわたる商業活動³⁾の分業あるいは協力体制を構築することが可能となった。すなわち「遍歴」から「定着」への移行、商業の定着化である。

「定着型商業」への転換により、遠隔地との商業活動における協力体制の安定化のため、それまでの血縁関係や信仰にもとづく紐帯をこえて結束する必要性が生じた。この結果、構成員に対して個別利害の過度な追求を統制し、裏切りや出し抜きといった行為に罰則をあたえる、特定の団体が形成されることとなる。そこから排除されることは、商人にとって商業活動における重大な不利益を被ることを意味した。また、拠点として腰をすえて定住する都市が設定されることで、その都市共同体や、内部の社会関係への商人たちの参加が促進された。そのなかで、都市政府との交渉やほかの勢力との対立において、商人たちは団結してこれに対処し、その経済力を背景に、集団としてのプレゼンスを増すこととなる。中世後期のイタリア諸都市において、富裕な商人層が都市の政治権力を段階的に掌握していくなかで、その社会的基盤となっていた同職組合（アルテ arte）の成立には、以上のような背景がある⁴⁾。

ここにおいて商人たちは集団性を獲得したが、筆者は、これによりかれらの意識のなかに二重の意味での変化があったのではないかと考える。一方では都市内において団体として、ほかの職業とともに並列して存在することによる、商人という職業に対する集団的意識⁵⁾。またもう一方では、特定の都市に拠点をおくことにより、異なる都市におもむいた際に感じることとなる、自都市に対する帰属意識。この2点が、その活動において日常的に異なる地域に接する職業であった、いわば中世後期における「国際人」としての、商人たちの自己意識の形成に重要であったといえるだろう。

本稿では、商人たちの都市に対する帰属意識に注目し、それが顕著にあらわれる例として、自都市外の市場に居留した商人が結成した団体の規約、特に13世紀末の「在ポローニャ・フィレンツェ商人組規約」⁶⁾をおもな史料としてもちい、その内容を検討する。この規約をなした団体はみずからに、

後のフィレンツェの在外居留商人たちのような「居留地」や「同郷団」といった名ではなく、「組合 *societas*」を冠しており、これはきわめてまれな例といえる。またこの類の史料としては、13世紀後半という時期のものはほかになく、史料的な断絶をへた後に、15世紀前半以降のものが現存しているのみである。こうした非常に珍しい史料である一方で、後述するが、この規約および組合が注目されることは少なく、個別の研究もほとんどない。そこで以下ではこの史料の内容から、赴任先における商人たちの団体に職業意識による特性はみいだせるのか、そしてかれらがいかに自都市への帰属意識を保持していたのか、またそうした姿に時代的変遷はみられるのか、といった点を、周辺史料やそれらに関する先行研究を援用しつつ、明らかにすることを試みる。

1. 在外商人の帰属意識と史料をめぐる問題の所在

次に、上述のような自都市外へとおもむいたイタリア商人の帰属意識に関して、また本稿においてもちいる史料についての先行研究をあげる。

まずサポーリは中世イタリア商人についての講演をもとにした著書において、かれらの特質として信仰心と教養、そして郷土愛の3点をあげている。⁷⁾ この郷土愛に関しては、例として自都市が戦争にまきこまれた際、都市政府に巨額の資金援助をおこなう、あるいは活動を休止してみずから戦地におもむいた商人があげられている。一方で、自都市を離れた赴任先においては、商人たちは相互扶助の必要性和望郷の思いから同郷団体を結成した、と説明する。こうした自都市に対する意識について、ミローとラッツァレスキの研究はより具体的な例をしめす。⁸⁾ 15世紀前半にブリュージュ（ブリュッヘ）に赴任していたあるルッカ商人は、市内に設定されていた特定の地区にて同郷のものたちとくらし、自都市の守護聖人の祝祭を祝い、自都市出身の妻をめぐり呼び寄せている。またド・ローヴァは、この傾向はルッカだけではなく、当時のブリュージュに進出していた他のイタリア都市（フィレンツェも

ふくまれる)の商人集団に共通してみられるものだと説明する⁹⁾。

これらの在外居留商人の例にくわえ、大黒は都市内における党派争いの結果として追放された例や、一時的な居留ではなく定住を目的とした植民団の例にも、同様の自都市への帰属意識がみられるとする¹⁰⁾。そして、こうした都市そのものに対する意識は、都市社会内部における兄弟団や同職組合などの諸集団に起因するアイデンティティとならんで、ともに都市に生活する人々に内在するものであり、中世ヨーロッパ都市の一体性を考察する際の新たな研究の視座として注目されていると説明する。筆者の問題関心もこうした一連の先行研究とともにあるが、本稿は特に、14世紀後半以降の海外遠隔地の例ではなく、フィレンツェ商人の伸長において比較的初期の段階である13世紀後半の、近隣都市に対する進出の例を考察するケース・スタディとして位置づけることができよう。

次に、本稿においてとりあげる「在ボローニャ・フィレンツェ商人組合規約」に関する先行研究をみていきたい。1279年に原本が編まれたこの史料や、組合そのものについての先行研究は、19世紀末に史料を刊行したガウデンツィの冒頭解題をふくめてもきわめて少ないといえる¹¹⁾。ガウデンツィは、成立年代や存続期間、構成員数の規模、また規約がボローニャ都市政府に提出されたか否か¹²⁾など、この組合の詳細をさぐることは、補足史料がとほしいために難しいと説明する。ただ、13世紀当時の両都市間に緊密な経済関係があったことと、政治的にも友好的な状況にあったことが、この組合の成立の背景にあると推察している。またボローニャ経済史研究者であるグレチも、同都市の当時の経済状況に関する史料の研究において、この組合と規約の存在に言及し、両都市の友好関係の結果というガウデンツィの見解を支持している。しかし一方で、これまでの研究史においてこの組合の存在が言及されることはあっても、その規約の内容や組合の実態が個別的に研究されることはなかった、という評価を与えている¹³⁾。

また、13世紀のボローニャにおける、社会・経済状況や人口統計、また都市市民団体について多くの研究をのこしたピーニは、在ボローニャ・フィレ

ンツェ商人組合に関する、ボローニャ市民側の商人組合同約の一節¹⁴⁾をとりあげる。この項目では、この両商人組合の構成員は互いの組合長に従う、という内容が規定されている。ピーニはこの項目を、ボローニャ市民にも在ボローニャ・フィレンツェ商人組合の存在が認識されていたことをしめす例であると同時に、外的史料がこの組合について言及している、唯一の例であるとしている。¹⁵⁾

ここまでにあげたものはボローニャ史研究の立場からのものであるが、フィレンツェ史の研究においてこの組合に言及している例としては、15世紀における各地の在外フィレンツェ人居留団体の規約を刊行したマーシの見解があげられる。¹⁶⁾ マーシは、その在外居留団体の先行例としてボローニャにおける組合をあげている¹⁷⁾が、この説明は個別の、特にボローニャの例に関する考察をとみなわないものであり、注意が必要であろう。ボローニャの例と、たとえばブリュージュの例では、両者の規約制定年代だけをみても約1世紀半のひらきがある。そのあいだの時期にあたる14世紀は、大商会の連鎖倒産、黒死病の蔓延、労働者の叛乱など、フィレンツェにとっては激動の時代であり、旧来の商会の倒産と新興商会の進出によって商人層の構成も様変わりし、商業活動自体も大きく変容している。¹⁸⁾ こうした時代的変遷の可能性とともに、相手側都市との関係を考慮せず、単純に連続するものとしてみなすことに、筆者は疑問をおぼえる。

マーシをのぞけば、この史料に関する研究状況はもっぱらボローニャ史研究の文脈で、当時の同都市社会を構成する一部分として言及されるにとどまっているといえよう。この背景には、ガウデンツィが説明するように、関連する史料がなく、その実態研究が困難であると思われる点がある。またくわえて、組合同約という史料の特性上、そこにしめされているのは規定事項、いわば建前であり、当時の商人たちの感情の機微や実際の活動における思想などを考察する際に、研究対象としてとりあげられることが少なかった点もあげられよう。しかし筆者は、異なる共同体へと進出していった商人たちの「他者」としてのありようや、帰属意識をどこにおくのか、といった関

心からすれば、こうした建前にこそ、かれらのあろうとする立場、あるいは理想とするすがたの表明をみいだすことができるのではないかと考える。以下では実際に史料の内容の考察をおこなっていくが、その際にもこれまで顧みられることのなかった、フィレンツェ商人にとっていかなる役割をになっていたのか、かれらが組合という集団として赴任先でいかなる存在であろうとしたのか、という、設立したフィレンツェ商人にとってのこの組合の意義を関心の中心にすえることとする。

2. 『在ボローニャ・フィレンツェ商人組合同規約』

(1) 史料の時代背景

本章では実際の史料の内容を検討していくが、まずはその時代的背景として、史料が編纂された同時代のボローニャの経済状況、またその中におけるフィレンツェ商人のプレゼンスについてみておきたい。

史料に登場するもっとも古い年代は1279年であるが、この13世紀後半は、ボローニャの経済が停滞に直面し、同都市の商人層がその勢力を低下させていく時代であった。そもそもボローニャにおいては、13世紀中盤以降、都市内の同職組合（アルテ）と地区軍事組織（アルメ arme）から代表者を選出する政治体制が取られていた。こうした体制のなかで商人と両替商のふたつの組合は、送り込める代表者数の割合において、ほかの組合に対して優遇されていたが、13世紀後半を通じてその割合を徐々に低下させられていることから、その影響力の低下がみてとれる。¹⁹⁾

その背景には、まず13世紀を通じて、ボローニャ商人が同都市の地理的利便性から、国際商業から身をひき、中継市場というローカルな面に活動の場を移していったことがあげられる。フィレンツェからの商品をロンバルディア地方、北イタリア方面、あるいはアルプス以北に運ぼうとする際に、最初の係留地となったのはボローニャであった。また同都市の特徴でもあった大学が都市内にもたらす人口的・経済的な強み、それに付随する市場、特

にさまざまな地方から集まってくる学生たちを相手とした両替業務も十分に大きな規模であった。こうして同都市の商人層がローカル市場にその重点を移すことで、空いた国際市場、特に織物交易にフィレンツェやルッカをはじめとするトスカナ地方の商人が進出することとなる。しかしながら時代がくだるにつれ、他の都市にも大学が設立されるようになると、その占有的地位とそこからの利益が減じるようになる。その一方で、13世紀後半からのフィレンツェの著しい商業発展により、国際商業をフィレンツェ商人が専有し、またその強い貨幣におされてボローニャの商人層は衰退していったと説明することができよう。

この点に関し、ピーニは先にあげたボローニャ商人の組合規約の一節について、ここにはボローニャ商人組合による在ボローニャ・フィレンツェ商人組合との統合のねらいがあらわれている、と解釈する。また同時に、両都市の商人のボローニャにおけるパワーバランス、すなわちボローニャ商人とその組合の弱体化と、フィレンツェ商人のボローニャにおける存在感の強まりがあらわれていると説明している。²⁰⁾

一方で、フィレンツェとボローニャの両都市は、イタリア諸都市をめぐる党派争いのなかでともに教皇派であったこともあり、13世紀を通じて友好関係を維持していた。その関係をあらわす例として、当時の諸都市間関係における報復の慣習（ラップレサーリエ *rappresaglie*）についての規定がある。フィレンツェと諸都市間でこの慣習について考察したタンツィーニによれば、²¹⁾ この慣習は、ある都市出身の人がほかの都市や市場、すなわち自都市による保護の権限外において、暴力行為の対象となったり、何らかの損害を被った場合、その損害を与えてきた都市出身の人であれば、誰に対してでも、補償をえるための手段として報復行為におよんでもよい、とするものであった。またこの慣習は12世紀にはすでにみられるものであり、13世紀を通じて広く認められていた、としている。またガウデンツィも刊行版史料の冒頭解題において、この報復の慣習と商取引との関係について言及している。その説明によると、そもそもある都市の商人がほかの都市や市場におも

むく際、そこには現地の商人による組合が存在していることが常である。自都市で認められている権利と自由は保障されず、そうした在外商人の権利を保護するための慣習ではないか、としている。²²⁾

こうした慣習に対し、フィレンツェとポローニャは1215年に相互の保護規定を結んでいる。この規定はその後更新が繰り返され、1250年のポローニャの都市規約にも、「ポローニャ政府とフィレンツェ政府の間でなされた、ある者をほかの者と同一視しないことについてのなされた規定」という項目がみられる。²³⁾ この保護規定の存在は、先に述べたように、ガウデンツィが在ポローニャ・フィレンツェ商人組合の成立の背景に両都市間の友好関係がある、と推測する論拠のひとつとなっている。

以上が史料の成立時期における時代的背景となる。この組合の成立がポローニャの都市社会や商人層に友好的に受け入れられたのか、あるいは既存の権益を損なうものとして警戒されはしたが、その力関係によって認めざるをえなかったのか、という点については、残念ながらうかがい知ることはいできない。しかし、都市間の友好関係を背景に、現地の商人層の後退をうけて積極的に進出し、一定数が滞在することが常態化していた、という当時のポローニャにおけるフィレンツェ商人像ははっきりとしており、この組合の設立はそうした状況のなかにあるとして考えるべきであろう。

(2) 史料の内容とその考察

それでは史料自体の考察にうつりたい。本稿においておもにもちいる史料は、上述のように1888年にガウデンツィによって刊行されたものである。その解題によれば、現存する史料はポローニャの文書館において、ポローニャ商人組合同規約と一緒に保存されていたのを発見された。しかしながら、それらがいつの時点で一緒にされたかは定かではない。また史料全体は8枚の羊皮紙からなる帳面の形をなしており、そのなかで筆記は1列39行でなされ、斜体がもちいられており、各項目や段落の始めにのみ大文字が使われている。

また、その内容は「在ボローニャ・フィレンツェ商人組合の規約および規定 Statuta et Ordinamenta Societatis Mercatorum Florentinorum Bononie Comorantium」という大見出しから始まり、序言と結びをふくめて全47項目で構成され、その冒頭には1279年という年号が記されている。²⁴⁾ またその一方で、末尾の9項目には1286年からの年号および日付が記されており、この規約自体が継続して更新されていたことをしめしている。その結びにおいて記されている年月日は、次に引用するように1289年のものである。

〔結び〕 (〔 〕 内は筆者によるもの。以下同じ)

「主の年1289年、第2インディクティオ、1月9日に、上記のすべての規約が、ボローニャ市の聖バルトロメウス・ポルタ・ラヴェンナータ教会の食堂にて、通常のように集まった上述の〔在ボローニャ・フィレンツェ商人〕組合の全体において、読まれ、承認された〔…〕。

皇帝の権威による公証人であり、上述の〔在ボローニャ・フィレンツェ商人〕組合の書記官である私、ヤコブス・ヤコビーニが上記の規約を上述の〔1289年1月9日の〕集会にて読み上げ、上記の〔同集会における〕承認を書き記した。」²⁵⁾

ここから現存する史料は1289年に、ヤコブス・ヤコビーニという名の、この時点で組合の書記官をつとめていた公証人の手により、既存の規約を筆写した上で新しく定められた項目を追加し、編纂されたものであることがわかる。ガウデンツィは、当時の都市政府の執政官であるカピターノ・デル・ポーポロが、ボローニャ都市民の組合に対して規約や構成員の状況をしめす登録簿を提出するよう命じたのをうけ、組合書記官であったヤコブスが準備したものではないか、と推測している。²⁶⁾ しかし、その提出命令がフィレンツェ商人組合にも義務づけられていたかどうかについては、定かではない。

では次に、規約においてはこういった内容が具体的に規定されているのかについてみていきたい。まず、序言につづく第1項から第4項では、組合の

役職、その内訳は、代表者 (consul) 2名、出納長 (camerarius) 1名、相談役 (consiliarius) 4名、書記官 (notarius) 1名、伝令役 (nuntius) 1名および裁定者 (arbitres) 4名であるが、それぞれの選出が規定されている。これらは組合の主たる組織を形成する役職であり、このうち、特に代表者については第1項にて最初に規定されており、「現代表者は1月1日の15日前までに、組合の伝令役を通してすべての組合構成員ひとりひとりを聖バルトロメウス教会に招集し、」その集会上にて「フィレンツェ都市民のなかから」2名の新代表者を選出することが義務づけられている。²⁷⁾ そのほかの役職は代表者によって迅速に任命されることが定められており、それぞれの在任期間は1年間であった。ここからこの組合は、ボローニャ都市政府だけでなく、フィレンツェの都市政府や同都市の商人組合の意向に影響されることなく、組合員集会において独自の代表者決定をおこなう、自律的な団体であった、ということがわかる。

また第5項では役職それぞれの俸給と、組合の運営をまかなうための会費の徴収が規定され、²⁸⁾ 第6項では組合構成員が代表に対して忠誠をしめし、その命に服することが義務づけられている。²⁹⁾ 続く第7項では、上述したようにボローニャ市民の組合が同都市政府からその規約とともに作成と提出を義務付けられていた、組合員登録簿の作成義務が定められている。³⁰⁾ 残念ながらこの登録簿の存在が確認されていないため、組合構成員の数やその名前を実際に知ることはできない。しかし、以上の項目から、自分たちで選出した代表者をはじめとする役職が据えられ、運営組織を構築しており、ボローニャにおける組合にならって登録簿を作成することでその構成を把握、管理するなど、組合組織の体裁が整えられていることはうかがい知ることができよう。

続く第8項では、ボローニャにおいて商業活動に従事するフィレンツェ商人の、この組合への加入義務が規定されている。

代表者は商業活動を目的にボローニャにおとずれる全ての商人を組合

に宣誓・加入させること：

「われわれは以下の様に規定し、定める。すなわち代表者は、ポローニャにやって来るすべてのフィレンツェ市民たる商人ひとりひとり、親方と14歳以上の徒弟を〔…〕、その到着から15日以内に当組合に宣誓させ、加盟させること。もし、その内のある者が、組合への宣誓と加盟を侮り、拒否するなら、代表者はこれを文書にてフィレンツェのポDESTA、カピターノ、商人〔組合〕代表者、およびピサの〔フィレンツェ商人組合によって任命された、現地に滞在する商人の〕代表者に届け出ること〔…〕。」³¹⁾

以下、代表者は加入を拒否する商人の権利や身分を失効させ、組合構成員との商取引を停止すべきことが規定されている。ここで注目すべき点は、加入に際してほかの組合構成員による同意や加入金の支払いが必要と規定されていないことである。同時期のポローニャ商人組合規約の同様の項目では、こうした条件が規定されていることと比較しても、その加入は比較的容易であったといえる。³²⁾ また、加入義務違反を伝える連絡先として名があがっていることから、フィレンツェの都市政府や商人組合とのつながりもみてとれる。ポローニャにおもむくフィレンツェ商人は、自都市であるフィレンツェの商人組合にも加入する必要がある、その登録をもって商人としての身分は保証されていたと考えることもできよう。

では商人たちの従事した商業活動に関しては、いかなる規定がなされていたのか。第23項から第26項がそれに該当する。まず第23項では、組合員は市場において直接にポローニャ商人から商品を受け取ることを禁じられており、「違反するごとに40ソルディを罰金の名目で組合に支払う」ことが義務づけられている。また第24項目においては、構成員に対し、織物の1片もしくは1ブラッチャ単位での販売をのぞき、ポローニャ商人へ一括での大量請負販売を禁じている。このように組合構成員は直接の売買取引を禁じられていたことになるが、かれらがどのようにポローニャにおいて取引をしてい

たかという、仲介人をはさんだかたちであった。第25項では各種の織物の取引の際、第26項でそれ以外の胡椒や砂糖などの高額商品の取引の際、³³⁾それぞれの場合において、商品とその販売量ごとの仲介料が規定されている。これはすなわち、フィレンツェ商人がポローニャ商人の取引市場からは独立していたことを示唆している。またピーニはこれらの規定について、フィレンツェ商人たちがあつかう商品の仕入れ値や、価格設定における利益率がポローニャ商人に知れてしまい、広まることを防ぐために直接取引を禁止し、仲介人の導入はその違反に対して設定されたものだ、としている。³⁴⁾これらの点から、フィレンツェ商人組合は所属する商人たちの利益を考慮に入れつつその活動を統制し、商業的な観点からポローニャの現地市場から一定の距離をとり、間接的な取引に従事していたといえる。³⁵⁾

一方で、商業活動の現場から離れた、組合構成員たちの日常生活における規定も定められている。そこにみてとれるのは、この組合のもつ相互扶助の精神と宗教的信仰にもとづく側面である。まず第18項においては、組合構成員が死亡した場合、ほかの組合構成員は代表者とともに死者のもとへ急ぎ集まることが義務づけられている。³⁶⁾その構成員の死に際して、組合がまともに対処していたことがわかる。また、第19項では、詐欺や暴行などの何らかの妨害を受けた構成員に対し、ほかの構成員が助言や援助を与えるよう規定されている。³⁷⁾これらの規定は、この組合が、フィレンツェ商人がポローニャ滞在中にはからずもまきこまれた不幸や困難に対し、互いの協力と助けあいをうながす互助団体としての性格を備えていたことがよみとれよう。

また以下に引用する第10項では、同組合の聖人崇敬やその祝祭といった宗教的信仰をとともにする団体の性格をもっていたことが示唆される。

聖バルトロメウス・ポルタ・ラヴェンナータ教会にておこなわれる会合について：

「われわれは以下のことを規定し、定める。すなわち、ポローニャに滞

在しているすべての組合構成員は、毎月第1日曜日に聖バルトロメウス・ポルタ・ラヴェンナータ教会におもむき、そこにいなければならない。また、組合の代表者及び出納長は、主、聖処女マリア、洗礼者ヨハネとすべての聖人の誉れにおいて、洗礼者聖ヨハネの祝日において、そこでミサを捧げること〔…〕。³⁸⁾

こうした教会における会合やミサ、祝祭についての規定は、その教会が集会場として定められていた聖バルトロメウスの祝祭に関する第11項、活動を休止し、祈りを捧げるべき各聖人の祝日に関する第16項、そして毎年6月の洗礼者聖ヨハネの祝祭に関する第35項などにみられる。³⁹⁾ 注目すべき点は、ここにあげた聖人の祝祭に関する項目のほぼ全てにおいて、洗礼者聖ヨハネの名があげられていることである。この聖人はフィレンツェにおいて都市の守護聖人として崇敬を集めていたが、同都市ではその祝日の数日前から行列がおこなわれるなど、中世の時代から盛大な祝祭がひらかれていた。ボローニャに滞在するフィレンツ商人の組合が、この聖人の祝日を祝い、またその名を諸聖人の筆頭として規約にあげることは、かれらの帰属意識がフィレンツェにあったことをしめしている。⁴⁰⁾ 一方で、ボローニャの守護聖人である聖ペトロニウスの名は、規約のなかでは目にする事ができない。ここから、この組合の構成員たちの、ボローニャというほかの都市におもむき、滞在しながらも、現地の社会にとけこみ、一体化するのではなく、あくまでも自分たちはフィレンツェ市民としての意識をもち続けようとしていた、という姿勢がよみとれる。

一方で、この組合の拠点であった、聖バルトロメウス・ポルタ・ラヴェンナータ教会にも注目すべきである。先にあげた引用文中にもあったように、この教会は組合の集会場として、また定期的なミサの場として、フィレンツェ商人によってもちいられ、規約中にも頻繁にその名があげられている。また教会に対し、聖バルトロメウスの祝祭時には2本のろうそくを献納する旨が規定されている。ボローニャに滞在するフィレンツェ商人の日々の活動

や信仰生活にとって重要な教会であったといえよう。しかし、洗礼者聖ヨハネの祝祭には同教会に20本のろうそくが献納されていることから、聖バルトロメウスに対して、フィレンツェ商人が特別な崇敬をよせていたとは考えにくい。⁴¹⁾ では、この聖人の教会を拠点とすることに、フィレンツェ商人にとっての特別な意味はあったのだろうか。⁴²⁾

同教会はその名がしめすように、ポルタ・ラヴェンナータ広場に隣接していた。この広場はボローニャの中心部に近い、比較的古いエリアにあって、都市の外部と中心部を結ぶ複数の街路の結節点に位置していた。⁴³⁾ 広場では両替市場が常設されており、また同様に隣接していた聖マリア教会はボローニャ市民の両替商組合、および商人組合が集会場として利用していた。⁴⁴⁾ すなわち、ポルタ・ラヴェンナータ広場はボローニャの金融、商業の中心であり、そうした場所にフィレンツェ商人たちは拠点を構えていたのである。これが、後の時代の他の都市における指定居留区のように、ボローニャ都市当局からの指定であったかは定かではない。活動における利便性から、組合が聖バルトロメウス教会を拠点として選んだと考えることもできる。⁴⁵⁾ ただ少なくとも、商業の中心エリアに定期的に来ることは、組合構成員にとって、自分が商業活動に従事するためにこの都市におもむいた、ということを意識する、または再確認する効果があったのではないか。同時に、ボローニャ市民のなかで特に商人、両替商の組合と拠点を近接することは、同都市の商人層に対する、自分たちも同じ職業に属している、というある種の連帯意識をしめしているのではないか。⁴⁶⁾ この組合の拠点の配置からは、単なるフィレンツェ市民としてだけではなく、他都市においてもあくまでも「商人」の団体としてあろうとする意識をよみとることができよう。

本章における考察をまとめると、在ボローニャ・フィレンツェ商人組合は、その規約の内容からよみとるかぎり、都市における一般的な同職組合と同様の運営組織をもつ自律的な団体であり、構成員の生活における互助組織や信仰団体という、これもまた同職組合が通常備えているような性格を有していた。また、商業中心エリアに拠点を置くことで、「商人」の団体である

ことを強くしめしてもいる。しかし一方で、組合としては積極的にポローニャの市場に介入しようとはせず、また守護聖人に対する崇敬をもって都市に対する帰属意識を高め、フィレンツェ人の集団としてほかの都市において存在しようとした団体でもあった。

以下では関連する史料やそれらに関する先行研究を援用しながら、本章の考察からえられたこの組合の性格を、より浮き彫りにするためにさらなる検討をくわえていく。

3. 在ポローニャ・フィレンツェ商人組合のもつ特性

前章における規約内容の考察において、まず在ポローニャ・フィレンツェ商人組合が、運営をになう役職の選出を組合内でおこなうなど、自律性をもった団体であったことを指摘したが、ほかの都市の例ではどうであったのだろうか。この点については、15世紀前半に制定された、ブリュージュのフィレンツェ人同郷居留団体の規約が一例をしめしてくれる。同団体の代表者の選定についての項目を以下にあげる。

第1項：

「まずはじめに、ブリュージュにおいて、われわれの都市〔フィレンツェ〕の名誉と、フィレンツェ都市政府の規定と司法のもとにあるわれわれの都市民商人、およびその部下たちの利便のため、フィレンツェ人のひとりの代表者とふたりの補佐官を、フィレンツェ都市政府海事局を通して選び、任命しなければならないことを、われわれは定める〔…〕。」⁴⁷⁾

またこれに続く項目では、代表者がブリュージュに滞在するフィレンツェ商人に対して、一切の裁定権をもつことが定められている。⁴⁸⁾

このブリュージュの例がしめすような、代表者が現地において、ほかの同

郷の商人たちに対してその命に従わせることのできる強い権限をもっていることは、ポローニャの例も同じである。しかしブリュージュの団体では、代表者は自都市政府の承認をへたうえで選出されなければならないことが規定されている。

こうした代表者の選出権に関する差異には、それぞれの都市間関係、あるいは地理的な距離が関係していると考えられるだろう。ブリュージュのような遠隔地においては、在地権力との交渉にあたる際に、逐一自都市の判断をあおいでいたのでは時間がかかり過ぎ、ある程度現地の判断にゆだねる必要がある。つまり、一定の裁量権を代表者に認めざるをえないのであり、その大きな権限のゆえに現地において自律的に選出させるわけにはいかなかったといえる。いわば、ブリュージュの例のような団体の代表者は、選出の時点ですでに自都市の意向をくんでいるものであり、一種の現地領事の役割をになっていたのである。⁴⁹⁾ 一方でポローニャは、フィレンツェから近隣に位置する都市であり、両都市間において緊密なやりとりをおこなっていたため、商人団体の代表者がそうした領事としての役割をはたす必要がなかったであろう。また、無論相手先の都市の、それぞれの時代におけるフィレンツェにとっての重要性も考慮にいれなければならない。

次に、フィレンツェ商人と現地の都市内市場との関係について、ド・ローヴァによれば、15世紀のブリュージュにおいてもやはり現地商人との個別の売買は禁じられ、仲介人を通じた取引が義務づけられており、ローカルな市場とは距離をおいていたことがわかる。⁵⁰⁾ しかしながら、ブリュージュにおけるこの措置は、現地商人の既存の権利を保護し、都市内市場を安定させることを目的とした在地権力からの政治的要請であることに注意すべきである。ポローニャの例に関しては、先に述べたように、現地の商人組合も仲介人を介しての取引を義務付けていたが、フィレンツェ商人の側にも、自分たちの活動上の便宜のために一括請負取引の禁止や間接取引を望む理由があった。⁵¹⁾

これらの点から、13世紀末のポローニャにおける組合の例は、15世紀以

降の団体とは異なり、自都市政府の意向をうけて在地権力との交渉にあたり、その結果として決定したとりきめを所属員たちに確認させる、といった政治的・外交的機能を有していなかったといえる。ポローニャの組合は、前章で考察したようにあくまでも所属する商人たちの商業活動や日常生活に関する規定のみを定め、その統制を目的としている。このことは規約内における自都市フィレンツェの政府に対する具体的な言及が、組合への加入義務を定めた項目においてのみみられる点、また赴任先であるポローニャの都市政府に対しては、「ポローニャ市の政府と住民の名誉において」、などといった定型的な文言にみられるのみである点からもうかがうことができよう。

一方で、フィレンツェの守護聖人、洗礼者聖ヨハネに対する崇敬の意識は、15世紀以降の在外居留団体規約においてもみてとることができる。先にあげたブリュージュの居留団体の規約においては、直接的にその祝日や祝祭に関する項目はみあたらないが、たとえば新しく任命された代表者の就任期限に関する項目において、新代表者は「聖ヨハネの祝日の1ヶ月、あるいは最低でも15日前までには、団体を招集し」、その体制を確立することが求められている。⁵²⁾ このように、同規約においては、洗礼者聖ヨハネの祝日が時期の基準としてもちいられている。また、より直接的な例としては、16世紀初頭のリヨンにおける団体規約において、その祝日に団体代表者は「ろうそくをともし」ミサをささげることが義務づけられており、聖人の名をあげる際にも「洗礼者聖ヨハネ、われわれの都市フィレンツェの守護聖人の名において」という表現をみることができる。⁵³⁾

これにくわえて、先にあげたポローニャの組合規約における、月に1回の会合とミサの開催を定めた項目と同様の規定が、15世紀のブリュージュの規約のなかにみられる。

第41項

「また、団体のためのミサがフランチェスコ会によっておこなわれる、

各月の第1日曜日は、団体員はその徒弟も連れ、しかるべき時間にそこにおもむき、〔それができない場合は〕支店長〔maestri〕はフランドル貨で8グロッソ、代理人〔fattori〕は4グロッソの罰金である。欠席の場合は、謝罪の使者をよこし、それにより上記の罰金は免れる。代表者がこれを欠いた場合は12グロッソである。これらの罰金は2日以内に支払われないと2倍になる。⁵⁴⁾。

こうした、定期的なミサの開催とその参加義務は、信仰団体としての性格とともに備えていることをしめしている。自都市の守護聖人への崇敬を中心とした信仰団体という側面は、1世紀から2世紀の期間をはさんでいても、13世紀末と15世紀以降の両時代で共通する特性といえよう。

おわりに

以下、本稿において考察した、13世紀末の在ボローニャ・フィレンツェ商人組合がもつ、自都市の外におもむいた商人たちの団体としての特徴をまとめる。まずこの組合は、後の時代の同郷居留団体がもっていたような、政治・外交的機能は有しておらず、規約の内容もあくまで商人たちの商業活動や日常生活に関わるものであった。しかしながら、この組合規約において繰り返しめされている、自都市の守護聖人に対する崇敬は、組合に所属する商人の自都市に対する帰属意識を強く発露するものであり、この性格は後の時代の同郷団体にも共通するものといえる。この信仰団体としての側面においては、マーシのいうような13世紀末から15世紀にかけての連続性をみとめることができよう。それはすなわち、フィレンツェ商人が国際商業活動を伸長させていく比較的初期の段階から、自都市に対する愛着や帰属意識はすでにかれらに備わっていたものであり、時代や地域の差異を問わず、「他者」となった際にも維持され続けていたことを意味している。また一方で、その拠点をボローニャにおける商業中心地におき、組合が在外居留のうえであく

までも「商人」の団体であろうとしたことは、当時の商人層の職業意識をしめすひとつの特徴としてとらえるべきであろう。

本稿は、フィレンツェ商人の在外居留団体についてのひとつのケース・スタディであり、またあつかった史料のほぼすべてがフィレンツェに関する史料であるため、この特性が中世後期の商人全体にもあてはまるかは、さらなる考察が必要である。

[注]

- 1) 本稿でいう「商業活動」とは都市内部で完結するドメスティックな取引にとどまらない交易活動であり、都市外部の異なる地域との交換（あるいは輸出入）を意味する。また、「商人」という言葉も、そうした国際商業に従事し、卸売を専門とする職業集団をさす。かれらは都市内市場における小売商とは、当人たちの意識においても明確に区別されていた。
- 2) こうした商人という職業の本質とそれに起因する共同体との関係については、次がその理論をしめしている。田中英明「商人的機構の「原型」——中世ヨーロッパの為替契約と商人銀行家——」『彦根論叢』、No. 391、2012年、152-167頁。
- 3) たとえば、14世紀後半の時点でフィレンツェ商人の活動範囲をしめす実例として、次のような『商売の手引』とよばれる類の史料がある。PEGOLOTTI, Francesco B. (EVANS, A., ed.), *La pratica della mercatura*, Cambridge, 1936, rep., New York, 1970. この史料に掲載されている取引市場の地理的範囲は、黒海から地中海を通り、北海にいたるまでの、全ヨーロッパ的規模に広がっている。
- 4) こうした同職組合を中心とした、都市内での権力闘争とその趨勢について、フィレンツェがその代表例としてあげられる。齋藤寛海『中世後期イタリアの商業と社会』、知泉書館、2002年、第3部第1章。
- 5) 商人層のみずからの職業意識については、次も参照。大黒俊二『嘘と貪欲——西欧中世の商業・商人観——』名古屋大学出版会、2006年。
- 6) GAUDENZI, Augusto, “Statuti dei Mercanti Fiorentini Dimoranti in Bologna; degli anni 1279-1289”, in *Archivio Storico Italiano*, Serie V, Tomo I, 1888, pp. 1-19. (以下、Statuti Fiorentini in Bolognaとする) この史料について筆者は別稿においても内容の紹介を行なっている。本稿はその内容に対するさらなる考察と、ほかの史料をもちいた検討をくわえたものである。拙稿「他都市における同職組合——在ボローニャ・フィレンツェ商人組合規約——」『パブリックヒストリー』第9号、29-36頁。
- 7) SAPORI, Armando (trans. KENNEN, P. A.), *The Italian Merchant in the Middle Ages*, New

- York, 1970 (origin., *Le Marchand Italien au Moyen Âge*, Paris, 1952), pp. 9-21. サポーリはその郷土愛精神がイタリアという範囲に広がり、リソルジメントにおける愛国心のさきがけをしめす、とも説明する。
- 8) MIRO, L. e E. LAZZARESCHI, “Un mercante di Lucca in Fiandra. Giovanni Arnolfini”, in *Bolletino storico lucchese*, vol. XVIII, 1940, pp. 81-105.
 - 9) DE ROOVER, Raymond, *Money, Banking and Credit in Medieval Bruges: Italian Merchant-Bankers, Lombards, and Money-Changers, A Study in the Origins of Banking*, The Medieval Academy of America, 1948, esp. chp. I-II.
 - 10) 大黒俊二「都市（民）のアイデンティティをめぐって」井上徹、塚田孝編『東アジア近世都市における社会的結合——諸身分・諸階層の存在形態——』清文堂、2005年、285-295頁。
 - 11) Statuti Fiorentini in Bologna, pp. 1-5.
 - 12) 後述するが、ポローニヤの都市政府は都市民の組合に対して、規約と登録簿の提出を義務づけていた。
 - 13) GRECI, Roberto, “Una fonte per la storia del commercio medievale: la tariffa daziaria del 1351”, in *Mercanti, politica e cultura nella società bolognese del basso medioevo*, Bologna, 2004, p. 55.
 - 14) “Statuti della Società dei Mercanti”, in GAUDENZI, *Statuti delle società del popolo di Bologna, vol. II: Società delle Arti*, FISI, n. 4, Roma, 1889, p. 156. (以下、Statuti Mercanti di Bolognaとする) ここに規定されている内容は、次のようなものである。「フィレンツェ商人は、ポローニヤ市民の商人組合に加入し、その代表者と組合員に宣誓し、かれらに従わなければならない。また逆に、フィレンツェ人商人もしくはその組合は、かれらの組合長もしくはポローニヤの組合長に従わない全てのポローニヤ市民商人、またかれらの組合員を追放しなければならない。」
 - 15) PINI, Antonio Ivan, “L’arte del cambio a Bologna nel XIII secolo”, in *L’Archiginnasio*, 57, 1962, pp. 61-62.
 - 16) MASI, Gino, a cura di, *Statuti delle Colonie Fiorentine all’estero* (Secc. XV-XVI), Milano, 1941.
 - 17) *Ibid.*, pp. xi-xii. マーシは13世紀末のポローニヤの組合をさして「居留地 colonia」の言葉を、15世紀以降の団体と同様にもちいている。また、フィレンツェ商人の在外居留団体規約には、14世紀において史料的断絶があることを説明している。
 - 18) この時代のフィレンツェにおける都市内対立の変遷については、以下を参照されたい。齋藤、前掲書、第3部第2章。
 - 19) 当初は両組合からの選出代表者数とそのほかの組合全体からの選出数は8:6であったが、1248年には8:12、1274年には4:20となり、その特権的立場を失っていったことがわかる。齋藤、前掲書、第3部第3章。

- 20) PINI, op. cit., p. 61.
- 21) TANZINI, Lorenzo, “Le rappresaglie nei comuni italiani del Trecento: il caso fiorentino a confronto”, in *Archivio Storico Italiano*, n. 620, a CLXVII, 2009, pp. 199-251.
- 22) Statuti Fiorentini in Bologna, p. 3.
- 23) TANZINI, op. cit., pp. 207-209. <concordia facta inter commune Bononie et commune Florentie de non convenendo unum pro alio>
- 24) Statuti Fiorentini in Bologna, p. 5. <incepta sub anno domini millesimo ducesimo septuagesimo nono> 「主の年 1279 年に着手された」
- 25) Statuti Fiorentini in Bologna, p. 19: <Lecta et approbata fuerunt Omnia suprascripta statuta in corpore dicte societatis in reffectorio ecclesie sancti Bartolomei porte ravenatis civitatis Bononie more solito congregate sub anno domini millesimo ducesimo octuagesimo nono, inditione secunda, die nono intrante Ianuario[...].
Ego Iacobus Iacobini notarius imperiali auctoritate et nunc dicte societatis notarius dicta statuta in dicta congregatione legi et dictam approbationem scripsi.>
- 26) Statuti Fiorentini in Bologna, p. 4.
- 27) Statuti Fiorentini in Bologna, pp. 5-6: rubr. *De electione consulum et officialium societatis predictae.*
- 28) Statuti Fiorentini in Bologna, p. 7: rubr. *De feud officialium.*
- 29) Statuti Fiorentini in Bologna, p. 7: rubr. *Quod omnes et singuli homines societatis debeant consulibus obedire.*
- 30) Statuti Fiorentini in Bologna, p. 7: rubr. *De matricula societatis facienda.*
- 31) Statuti Fiorentini in Bologna, pp. 7-8: rubr. *Quod consules faciant iurare et intrare societatem omnes mercatores qui ad civitatem Bononie venerint mercaturi.* <Statuimus et ordinamus quod consules faciant iurare et intrare hanc societatem omnes et singulos mercatores civitatis et comitatus Florentie qui venerint ad civitatem Bononie, magistros et etiam discipulos a quatuordecim annis supra[...], infra quindecim dies post eorum adventum. Quod si aliquis eorum iurare et intrare societatem contempserit et noluerit, teneantur et debeant consules hoc in scriptis denunciare dominis potestati, capitano et consulibus merchantorum civitatis Florentie et etiam consulibus civitatis Pisarum[...].> ここでの「ピサの代表者」とは、フィレンツェの商人組合同規約にて任命が規定されている役職であり、現地の滞在商人たちの保護と監督をになっていた。FILLIPI, Giovanni, *L'arte dei Mercanti di Calimala in Firenze ed il suo più antico Statuto*, Fratelli Bocca Editori, Torino, 1889, pp. 137-138, L. IV: rubr. IX.
- 32) ポローニャの商人組合同規約では、新規に加入を希望するものは組合構成員の大部分の賛成と許可、そして 40 ソルディの加入金が必要であった。Statuti Mercanti di Bologna, p. 115.

- 33) Statuti Fiorentini in Bologna, p. 12: rubr. *De sensaria sensariis sorvenda.*; p. 13: rubr. *De sensaria speciarie sorvenda.* この2項目における sensaria (sensariis)、speciarie という語は、おそらく正しくは sensalia、specialie である。
- 34) PINI, “Nazioni mercantili, “societates” regionali e “nationes” studentesche a Bologna nel Duecento”, in *Comunità forestiere e “nationes” nell’ Europa dei secoli XIII-XVI*, a cura di Giovanna Petti Baldi, Napoli, 2001, p. 33.
- 35) ただし、仲介人に関しては、ポローニャ商人の組合もその規約において、外国人商人との取引の際の導入を義務づけており、フィレンツェ商人側からの一方的な措置でないことには注意すべきであろう。Statuti Mercanti di Bologna, p. 135: XXVII. *Rubrica de Sensallibus.*
- 36) Statuti Fiorentini in Bologna, pp. 10-11: rubr. *Quod homines societatis vadant ad corpora defunctorum.*
- 37) Statuti Fiorentini in Bologna, p. 11: rubr. *De consilio et auxilio prestando impeditis.*
- 38) Statuti Fiorentini in Bologna, p. 8: rubr. *De congregatione apud ecclesiam sancti Bartolomei porte Ravennatis facienda.* <Statimus et ordinamus quod omnes et singuli homines societatis qui fuerint in civitate Bononie prima die dominica cuiuslibet mensis venire et esse debeant apud ecclesiam sancti Bartolomei porte Ravennatis: et quod consules et camerarius societatis ad honorem Dei, beate Marie virginis et sancti Iohannis Baptiste et omnium sanctorum, faciant ibi cantare missam pertinentem festo beati Iohannis Baptiste[...].>
- 39) Statuti Fiorentini in Bologna, pp. 8-9: rubr. *De oblatione facienda ad festum sancti Bartholomei.*; p. 10: rubr. *De diebus festivis celebrandis.*; p. 15: *Quomodo et qualiter fieri debeant festum beati Iohannis Baptiste.*
- 40) ポローニャ市民の各種同職組合の規約にも、ミサを捧げる、または活動を休むべき聖人の祝日として洗礼者聖ヨハネの名が挙げられている例はある。以下は、武器職人組合の規約における、毎月の祝日の記述である。“Statuti della Società degli Spadari”, in GAUDENZI, *op. cit.*, pp. 343-344: XXXIII. *De festivitibus custodiendis et legi facere quolibet mense.* ここから、洗礼者聖ヨハネがポローニャにおいても、諸聖人と並んで認知されていたことがわかる。しかし、同聖人の祝日に関する特別の記述は、以下の食料品商組合の項目を除いて存在せず、ポローニャ市民からは、フィレンツェ商人がもつような特別な崇敬をえていたとはいえない。“Statuti della Società dei Formaggiari e Lardaroli”, in GAUDENZI, *op. cit.*, p. 176: XXXVII. *De cereis dandies in festo sancti Iohannis.*
- 41) 本稿17頁および註38にあげた項目のうち、両聖人に関する第11項と第35項を参照。また、自都市フィレンツェの商人組合同規約において、組合が拠点としていた教会は、洗礼者聖ヨハネを中心に3つあったが、聖バルトロメウスについては言及がない。

FILLIPI, *op. cit.*, pp. 55-63.

- 42) ポローニャに現存する洗礼者聖ヨハネ教会は14世紀後半に着工されたものであり、当時、同聖人に捧げられた教会が存在していたかは明らかではない。また、規約において聖バルトロメウス教会を拠点としていたポローニャの同職組合は、鉄工職人のものがあるが、ポルタ・ラヴェンナータ広場の教会かどうかは記述されていない。“Statuti della Società dei Ferratori”, in GAUDENZI, *op. cit.*, pp. 177-190.
- 43) ポローニャはローマ時代のものから、13世紀初頭と14世紀後半の2回、市壁を拡張しており、この広場は第1-第2市壁間のエリアにある。
- 44) “Statuti della Società dei Cambiatori”, in GAUDENZI, *op. cit.*, p.95: LXXVIII. *De Provisione fatienda Ecclesie beate Marie*. この項目では、「両替商組合の集会が行われる聖マリア・ポルタ・ラヴェンナータ教会」に半年に1度寄付をする旨が規定されている。また以下は、ポローニャ市民の商人組合规約において、その内容が同教会における集会にて定められたことをしめす記述である。Statuti Mercanti di Bologna, pp. 135-136.
- 45) 無論、フィレンツェ商人がこの広場の近辺に多く滞在していた、というのが最も可能性の高い推定であろうが、残念ながらかれらのポローニャでの滞在先をしめす史料は現存していない。ただし、広場がある第1-第2市壁間のエリアにおいて、13世紀末の時点でのポローニャ現地商人をふくむ、比較的富裕な層の集住傾向が認められている。WRAY, Shona Kelly, *Communities and Crisis: Bologna during the Black Death*, Leiden, 2009, pp. 71-75.
- 46) ポローニャの地区軍事組織アルメのうち、トスカナ出身の移住市民（ポローニャ市民としての身分をもつ）の組合规約には、ポルタ・ラヴェンナータ広場や隣接する教会への言及がみられないことも参考になろう。“Statuti della Società dei Toschi” in GAUDENZI, *Statuti delle società del popolo di Bologna, vol. I: Società delle Armi*, Roma, 1889, pp. 87-118.
- 47) “Consolato della Nazione Fiorentina di Bruges”, in Masi, *op. cit.* (以下、Consolato della Nazione Fiorentinaとする), pp.6-7: Capitoro Primo. <Imprima ordinamento che nella città di Bruggia, per honore della nostra città, et commodità et utile de’ nostri cittadini mercanti et sottoposti alli ordini et iurisdizione del comune di Fiorenza, sia continuamente un consolo per e fiorentini con dua consiglieri, e quali si debbino eleggere et deputare per lo offitio de’ consoli di mare del comun di Fiorenza[...].> また、この規約は本文中の記載から、1426年2月8日に定められ、現存する史料は1461年と1498年の2回の改訂がおこなわれたものであり、全53項目中第23項までが1426年のもので、以降は1461年からの加筆である。
- 48) Consolato della Nazione Fiorentina, p. 7: Capitolo II. ここでは、代表者は任期中、プリュージュにおける所属員に対し、その判断で裁定を下すことのできる、最高の権利と権威を保持有することが規定されている。

- 49) DE ROOVER, *op. cit.*, pp. 18-19. ここではイタリア諸都市について概観されており、ブリュージュに滞在するイタリア人にとって、同郷団体の代表者が自都市政府の公的な代理人とみなされていた、と説明される。
- 50) *Ibid.*, pp. 15-16.
- 51) 本稿15-16頁および註34を参照。
- 52) Consolato della Nazione Fiorentina, p. 27: Capitolo L. また、註44の引用項目にもみられることだが、代表者も罰金の対象となり、新体制の確立に関しては、できなかった場合は4グロッソの罰金と規定されている
- 53) “Statuti della Nazione Fiorentina a Lione”, in Masi, *op. cit.*, pp.204-205: Capitolo II. <messer sancto Giovanni Batista padrone et protectore della nostra città di Firenze>; Capitolo III. この規約は1501年に筆写されたものであり、原本は1466年に制定された。
- 54) Consolato della Nazione Fiorentina, p. 23: Capitolo XLI. <Ancora, che ogni prima domenica del mese che si dice a’ Frati minori la gran messa della natione, che ciascuno vi debba essere, con tutti i sua giovani, all’ hore debite, sotto la pena di g(rossi). VIII. di Fiandra per ciascuno de maestri, et g(rossi). IIII. per ciascuno de’ fattori; essendo fuori della villa si debbino mandare a scusare, et chi a questo mancassi caggia nella sopradetta pena, et mancando il consolo in alcuna delle su dette cose, caggia in pen di g(rossi). XII. di Fiandra; essendo alla villa nessuna scusa il possa essere ammessa, et non pagando la detta pena drento a o/2 giorno caggia nel doppia>

[参考文献]

・刊行史料

GAUDENZI, Augusto, “Statuti dei Mercanti Fiorentini Dimoranti in Bologna; degli anni 1279-1289”, in *Archivio Storico Italiano*, Serie V, Tomo I, 1888, pp. 1-19.

Id., *Statuti delle società del popolo di Bologna: vol. II - Società delle Arti*, FISI, n. 4, Roma, 1889.

MASI, Gino, a cura di, *Statuti delle Colonie Fiorentine all’ estero* (Secc. XV-XVI), Milano, 1941.

・欧語文献

DE ROOVER, Raymond, *Money, Banking and Credit in Medieval Bruges: Italian Merchant-Bankers, Lombards, and Money-Changers, A Study in the Origins of Banking*, The Medieval Academy of America, 1948.

FILLIPI, Giovanni, *L’ arte dei Mercanti di Calimala in Firenze ed il suo più antico Statuto*,

- Fratelli Bocca Editori, Torino, 1889.
- GAUDENZI, Augusto, *Statuti delle società del popolo di Bologna: vol. I - Società delle Armi*, FISI, n. 4, Roma, 1888.
- GRECI, Roberto, “Una fonte per la storia del commercio medievale: la tariffa daziaria del 1351”, in *Mercanti, politica e cultura nella società bolognese del basso medioevo*, Bologna, 2004, pp. 53-75.
- MIRO, L. e E. LAZZARESCHI, “Un mercante di Lucca in Fiandra. Giovanni Arnolfini”, in *Bolletino storico lucchese*, vol. XVIII, 1940, pp. 81-105.
- PEGOLOTTI, Francesco B. (EVANS, A., ed.), *La pratica della mercatura*, Cambridge, 1936, rep., New York, 1970.
- PINI, Antonio Ivan, “L’arte del cambio a Bologna nel XIII secolo”, in *L’ Archiginnasio*, 57, 1962, pp. 20-81.
- Id., “Nazioni mercantili, “societates” regionali e “nationes” studentesche a Bologna nel Duecento”, in *Comunità forestiere e “nationes” nell’ Europa dei secoli XIII-XVI*, a cura di Giovanna Petti Baldi, Napoli, 2001, pp. 23-40.
- SAPORI, Armando (trans. KENNEN, P. A.), *The Italian Merchant in the Middle Ages*, New York, 1970 (origin., *Le Marchand Italien au Moyen Âge*, Paris, 1952).
- Tanzini, Lorenzo, “Le rappresaglie nei comuni italiani del Trecento: il caso fiorentino a confronto”, in *Archivio Storico Italiano*, n. 620, a CLXVII, 2009, pp. 199-251.
- WRAY, Shona Kelly, *Communities and Crisis: Bologna during the Black Death*, Leiden, 2009.
- ・日本語文献
- 大黒俊二「都市（民）のアイデンティティをめぐって」井上徹、塚田孝編『東アジア近世都市における社会的結合——諸身分・諸階層の存在形態——』清文堂、2005年、285-295頁。
- 大黒俊二『嘘と貪欲——西欧中世の商業・商人観——』名古屋大学出版会、2006年。
- 齋藤寛海『中世後期イタリアの商業と社会』知泉書館、2002年。
- 田中英明「商人的機構の「原型」——中世ヨーロッパの為替契約と商人銀行家——」『彦根論叢』、No.391、2012年、152-167頁。
- 森新太「他都市における同職組合——在ボローニャ・フィレンツェ商人組合同規約——」『パブリックヒストリー』第9号、29-36頁。

(大学院博士後期課程学生)

SUMMARY

“Merchants in the Foreign Cities” and their Identity :
A Case Study of the Guild of the Florentine Merchants in Bologna

Arata MORI

This article examines the identity, or their sense of belonging to own cities, of the Italian merchants in Middle Ages. They resided in the north / central Italian cities and engaged in international trade. From 12th century, their companies became to settle in particular city and created their branch offices on foreign cities and market places, because of the change of the form of commercial trade. It was necessary for these merchants to establish themselves as their representative, in order to their benefit from the commerce between those cities. They also had to stay in other cities for a fixed period than their home city. So, what did such merchants experience in the foreign communities? Regarding this question, I focus on the Guild of the Florentine merchants in Bologna and their Statute in the end of 13th century.

The Statute of this Guild reflected the various aspects regarding the merchants at that time. For example, they included the autonomy for the administration and the mutual interaction within the membership. However, it was the most important for the merchants to observe the faith of the patron saint for their home community. The Guild in the later period also had the similar Statute. They kept the belief in the patron saint. It means that they maintained, and even raise, their identity to their own city, even staying in the foreign communities.

The Florentine merchants in Bologna were united as a group throughout the belief in their patron saint. It can be seen that they had the affection like patriotism to their own city, Florence, from the end of 13th century when it was the early stages of their economic and commercial expansion. And they had preserved until the 15th century. Additionally, they settled their assembly place on the commercial center in Bologna. This means that they persistently recognized themselves not as the mere foreigners, but as “Merchants in the foreign Cities” .